

# 農地再生推進事業補助金



## 荒廃農地等を使って規模を拡大したい！

年々増加する荒廃農地を解消するため、荒廃農地等を再生活用し、規模の拡大を目指す農業者のための市単独事業の補助金を創設しました。

### (1) 田・畑の規模拡大を目指す方

#### ① 荒廃農地の解消に要する経費<基本>

木の伐採・伐根、草の刈払・地下茎の除却、深耕・整地等を行い農地を再生する取組に対して補助します。

補助額	樹木の場合	： 1aあたり 23,000円
	草のみの場合	： 1aあたり 17,000円

#### ② 荒廃農地等の再整備や農業生産に必要とされる施設・設備・機械の導入に係る経費

##### <①の取組みに対し加算>

農業生産用のトラクター等の導入や荒廃農地を整備するために使うバックホー等の導入経費に対して補助を行います。 ※補助上限等については裏面をご覧ください。

補助率	3分の2
上限額	25万円～250万円(整地する面積により変動します。詳細は裏面をご覧ください。)

※25a以上の再生等が条件となります。

### (2) 果樹園の規模拡大を目指す方

#### ① 荒廃農地の解消に要する経費<基本>

木の伐採・伐根、草の刈払・地下茎の除却、深耕・整地等を行い農地を再生する取組に対して補助します。

補助額	伐根・改植がある場合	： 1aあたり 67,500円(特定作物(※)の場合)
		1aあたり 27,500円(特定作物(※)以外の場合)

※特定作物： 梨、桃、プラム、ブドウ、キウイフルーツ及び栽培にあたり果樹棚の設置が必要とされる果樹

伐根・改植がない場合： 1aあたり 19,500円

#### ② 荒廃農地等の再整備や農業生産に必要とされる施設・設備・機械の導入に係る経費

##### <①の取組みに対し加算>

生産に必要な多目的防災網等の整備や荒廃果樹園の整備に必要なバックホー等の導入経費に対して補助を行います。 ※補助上限等については裏面をご覧ください。

補助率	3分の2
上限額	50万円～250万円(整地する面積により変動します。詳細は裏面をご覧ください。)

※20a以上の再生等が条件となります。

## 支援を受けるための要件

### 1. 対象となる農地等

- ① 荒廃農地との判定を受けている農振農用地(青地)
- ② 荒廃農地と同程度の荒廃状況にあると判断された農振農用地(青地)
- ③ 荒廃農地と同程度の荒廃状況にあると判断された農地等で、農振農用地に編入可能なもの

※自己所有地は対象外です。農業者が借入もしくは取得し耕作する農地等が対象となります。事業実施する農地に5年以上の耕作権を設定し期限まで耕作する必要があります。

### 2. 支援の対象となれる農業者

- ① 本市の住民基本台帳に記録され、市内に40a以上の経営農地面積のある個人
- ② 上記の者と同一の農家世帯員として農地台帳に記載のある個人
- ③ 本市に所在を置く農業を営む法人、又は構成員の過半数が本市の住民基本台帳に記録された農業者で構成される団体で、市内に40a以上の経営農地面積のあるもの
- ④ 農業生産施設として10a以上を利用する農業者
- ⑤ 本市の認定農業者等もしくは、市内に主要な圃場を有する広域認定農業者
- ⑥ 中間管理事業を活用し、市内に主要な圃場を有する農業者

(参考)裏面の農業生産用施設・整備、農業機械の導入に要する経費に対する補助金の上限額  
《田・畑の場合》

整地する面積	上限額
25a以上50a未満	25万円
50a以上100a未満	50万円
100a以上200a未満	100万円
200a以上250a未満	200万円
250a以上	250万円

《果樹園の場合》

整地する面積	上限額
20a以上40a未満	50万円
40a以上100a未満	100万円
100a以上150a未満	150万円
150a以上200a未満	200万円
200a以上	250万円

<お問い合わせ先>

高崎市農林課農政担当

TEL:027-321-1317(直通)

